

議案第 1 号

加西市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例の制定について

加西市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

加西市長 高 橋 晴 彦

加西市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

加西市交通安全対策会議条例（昭和 46 年加西市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「及び」の右に「10 人以内の」を加え、同条第 5 項及び第 6 項を次のように改める。

5 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 関係行政機関の職員
- （2） 本市関係職員
- （3） その他市長が適当と認める者

6 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 条第 7 項を削る。

第 4 条第 4 項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

令和８年度に加西市交通安全計画を見直すにあたり、加西市交通安全対策会議の委員の定数を１０人以内、任期を２年に見直すとともに、必要に応じて関係団体、学識経験者等から市長が適当と認める者を委嘱できるよう、所要の改正を行うもの。